

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第17号

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第9項」を「第141条第8項」に改める。

第4条第1号中「51,500円」を「6万4,500円」に改め、同条第2号ア中「13,390円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,210円」を「7,560円」に、「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に改め、同号ウ中「10,000円」を「1万2,500円」に改める。

第6条中「51,500円」を「6万4,500円」に、「あつた」を「あった」に改める。

第9条中「462円88銭」を「525円6銭」に、「257,500円」を「31万500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。